

議会運営委員会

平成23年11月24日午後2時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後２時００分）

署名委員 中川委員、小野委員

委員長

委員の皆様には、大変ごくろうさまでございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に中川委員、小野委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございます。給与条例の改正審議のため、臨時議会が開催されることになりましたので、本日は、臨時議会についてご審議いただきたいと思っております。

それでは、１．協議事項の（１）平成２３年第５回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、９月２１日の議会運営委員会で、会期を１１月２８日（月）の１日間ということで日程案の確認をさせていただいておりますので、そのように決定したいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成２３年第５回斑鳩町議会臨時会は、１１月２８日（月）の会期１日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

まず初めに、総務部長に出席を願っておりますので、臨時会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

それでは、付議予定議案につきましてご説明を申し上げます。その前に、今回、給与条例改定等によりまして、臨時議会を開いていただきまして、

誠にありがとうございます。それでは、説明をさせていただきます。

まず今回、付議予定議案といたしまして、議案が1件と報告事案が2件ございます。それについてご審議をよろしくお願いしたいと思います。

まず1点目の斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてからご説明申し上げます。

座らせていただいて、失礼させていただきます。

平成23年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、去る平成23年9月30日に行われておりますが、現在、国におきましては、今回の人事院勧告の実施を見送り、実施に必要な給与法改正案を国会に提出せず、平成25年度末まで給与を平均7.8%引き下げる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の成立を優先させるための審議を継続しております。

もとより人事院勧告は、民間準拠により公務員給与を適切に決定することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものであります。

このことから、当町におきましても、人事院勧告の意義と役割を深く認識し、従前から当町職員の給与改定については、人事院勧告に準拠することを基本とし、奈良県人事委員会の勧告や当町の実情を踏まえて所要の改正を行うものであります。

その内容についてですが、まず1点目は「月例給」「給料表の改定」でございます。人事院勧告では、△0.23%の給料表の引き下げ改定の韓国がございしますが、町職員給料表の平均改定率は△0.19%で、主に中・高年齢層の給料表の改定となっており、その中でも職務の級の低いほど引下げ率は低く、職務の級が高いほど引下げ率は高くなっており、引下げ額は400円～2,200円となっており、平均で1,470円でございます。

次に2点目でございます。2点目は年間給与での引き下げ分の調整であります。年間給与でみて、公務員と民間との均衡が図られるように、平成23年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当に係ります較差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整を行うものでございま

す。具体的な額で申し上げますと約13,000円から約19,000千円が減額調整となり、平均では15,600円でございます。

次に、施行期日につきましては、本年12月1日からとしております。

なお、この条例の一部改正によります、人件費全体の影響額につきましては、年間給与での引き下げ分の調整で1,576,000円の減額となります。

なお、奈良県内では、4月からの格差相当額の減額調整は行わない自治体がございますが、これにつきましてはラスパイレス指数が低いこと、すでに給与の減額措置を実施されていることなどでございます。当町といたしましては、平成22年度のラスパイレス指数が97.5%で、県内町村の中では一番高く、町村の平均は91.1%となっており、それを大きく上回っており、また給与の減額も行っていないことから、今回、人事院勧告に沿った給与改定を行うものであります。

このたびの当条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります本年12月1日の前日の11月30日までに条例改正の公布が必要でございますので、11月28日の臨時議会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に報告事項を説明させていただきます。まず報告事項のひとつめ、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。これにつきましては、去る本年8月28日、衛生処理場内において、粗大ごみとして搬入されたガラス板を、衛生処理場職員がパッカー車に積込んだ際に、割れたガラス破片により駐車していた相手方車両を損傷させたことにつきまして、当該車両の損害賠償にかかる示談が成立したことにより、その額の決定につきまして、本年10月17日付で専決処分させていただきましたので、議会にご報告申し上げます。

次に、報告事項の2つめ、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）でございますが、この議案につきましては、ひとつめで申し上げました損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います、損害賠償に

係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,694万1千円とする補正予算につきまして、本年10月17日付で専決処分させていただいたものでございますので、それを議会に報告するものでございます。

以上3点が、平成23年第5回臨時会に提出を予定しております議案の内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、質疑等ございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 報告のほうやねけど、損害賠償30万なんぼって言わはったけど、ガラス片が飛んで、住民の方の車に当たって、30万ってどんな破損ですねやろ。

総務部長 代車の費用も含まれていると、修理期間にかかります代車の費用も含まれての金額と、このように聞いております。

委員長 小野委員。

小野委員 その保険の種類やねんけどな、それは、全体に職員というか、公用車が損害を与えた場合のという保険が入っているのかな。まあ保険というのは、もちろん、よう知ってはるとおり、こういう損害与えて出さなしゃあない、出したら今度保険料が上がってくるとか、そういう保険じゃないのかなと思うねんけれど、その点はどなんかな。

総務部長 保険は、全国町村会の町有自動車保険に入っております、それは、事故が起こったからといって、支払いがあったからといって、額が上がるような保険ではございません。

委員長 他、ございませんか。 西本総務部長。

総務部長 すみません、これは、総合賠償補償保険でございまして、町の公用車が入っている保険ではなく、何もなしで、相手に損害を与えたということで、この保険が支払われるのは、総合賠償補償保険でございまして。保険料につきましては、先ほど申しましたように、この事故があったからといって、上がるということとはございません。

小野委員 中川委員がちょっと聞いたけど、代車の費用までみているというのは、その相手方がその車をもって、営業している場合、普通の自動車保険の場合、営業している場合にどうしても必要やからということで、代車というのが生じてきよると思うねんけれども、そこらの話し合いはそんなんは何にもなしでしてはるんやろなと思うねんけど。

総務部長 一般的にその方が、普段日常で使われる車であって、修理の期間は車がなくなることとなりますので、その間について代車をお貸しするという修理が一般的かなと、このように認識しております。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

ただ今、総務部長から説明のありましたように、給与条例の改正について、提案が予定されております。当議案については、委員会付託を省略し、

理事者の提案説明、質疑のあと、採決をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

なお、議案について、賛否の討論が必要となりましたときには、これまでの例により、賛否の討論を各1名ずつとすることで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

提出議案については、委員会付託を省略し、本会議で即決することとし、また、賛否の討論については各1名ずつとするということで確認をしておきます。

なお、ただいまの議案について、これまでに、委員皆さんのほうで討論の予定がある、また他の議員さんから討論の予定があるとお聞きになっておられましたら、議長次第にも関わることでございますので、あらかじめお聞かせいただければと思います。

ございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

基本的には、一般職の職員の給与に係る条例等の改正について、反対させていただこうと考えていますが、最終判断はちょっと現段階ではできていないので、そのことも含んでいただいて、ご承知いただければというふうに思います。

委員長

一応、討論の予定をしたいということで、最終的には、その結果を報告していただけるとのことですので、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、一応、討論の予定があるということで確認をしておきたいと思います。

次に、衛生処理場の事故に係る町長専決処分の報告2件についてであります。慣例によりまして、本会議で報告を受けることといたします。

なお、この報告2件については、関連するものですので、一括議題の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

報告2件につきましては、一括議題といたします。

議案等の取り扱いについては、以上です。議長には、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。付議予定議案等の取扱いについては以上で終わります。

総務部長のほうから何か他に報告等しておくことがございますでしょうか。

総務部長

特にございません。

委員長

なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時18分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員さんの方から何かございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

議長の方から何か報告等ございますか。

議 長 ございません。

委員長 他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 9 分閉会)